

発行：公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 平成 26 年 2 月

初めまして、私たちは埼玉弁護士会の民事介入暴力対策委員会です。今月号より、民事介入暴力に関する連載を担当させて頂くことになりましたので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。まずは、初回ですので、自己紹介をさせていただきます。

1 どんな組織なの？

県内に事務所を構える弁護士で組織される埼玉弁護士会において、暴力団対策の研究をしている機関があります。これが民事介入暴力対策委員会です（以下、「民暴委員会」と言います）。

民暴委員会には、現在、若手から弁護士経験30年以上の大ベテランまで約70名のメンバーがおり、暴力団組長に対する使用者責任訴訟（ある暴力団の構成員が抗争事件等で一般市民に被害を与えた場合に、その暴力団の組長宛に損害賠償を請求すること）や暴力団組事務所の使用差止の手続（ある事務所で抗争事件等が勃発した場合、一定の地域住民の人格権侵害等を理由に、その事務所の使用禁止措置を裁判所に請求すること）などの事件を手がけるほか、暴力団構成員が不当介入している個別事件の相談に乗ったり、要望があれば委員の紹介もしております。

また、民暴委員会は、暴追センターや県警とも連携しており、これらの機関に寄せられた暴力団に関する相談のうち、刑事事件としたり、中止命令を発令することでは解決を図ることが難しい案件を、民暴委員会が対応することもあります。

2 どんな相談にのってくれる

まずは、暴力団構成員から脅迫され、民事上の不当な要求が為されている案件が対象になりますが、必ずしも暴力団構成員の関係する事件に限るものではありません。

と言いますのは、民暴委員会は、民事介入暴力に該当するかどうかを、「暴力団」という主体で判断せず、民事紛争事件における事件関係人への暴行・脅迫その他の迷惑行為等の存在の有無で判断しているからです。

したがって、警察では暴力団構成員と認定していない者が関与している民事事件であっても、その行為態様から民暴事件と認定されるものは、対象事件と考えております。

3 どのように相談の申し込みをしたらよい

まずは、暴追センターにご連絡下さい。民暴委員会は暴追センターと連携しておりますので、弁護士相談が必要な案件と判断されれば、暴追センターから民暴委員会に連絡が為されます。



そして、民暴委員会では、当該相談者より簡単な事情聴取をした後、地域性や内容等を考慮して、民暴委員会の委員を紹介し、当該相談者には、その委員の事務所にて、法律相談を受けて頂くことになります。

4 相談料とかその後の弁護士費用はどうなるの？

法律相談料は、1万500円（消費税5%含む）です。相談時間は大体1時間程度と思いますが、この時間を少しオーバーした程度では、相談料の増額はないように配慮しております。

そして、相談の結果、その弁護士に依頼されることになれば、委任事件との関係で弁護士報酬が発生します。この弁護士費用は、事件をスタートするときの着手金、事件が解決したときの報酬金等から成りますが、その額は、相談された弁護士との協議で決まりますので、ざっくりばらんな協議をお願いします。

5 最後に！

民事介入暴力を行うような連中は、甘い対応をしていると、それにつけ込んで、より大きな不当要求をしてくるものがしばしばです。我々、民暴委員会は、毎月、委員会を開催し、また日々の民暴事件の処理を通じて、民事介入暴力対策の研鑽に励んでおりますので、そのような大きな被害に発展する前に、法律相談を受けて頂きたいと考えております。

弁護士に事件処理を委任するかどうかは自由です。まずは相談者自身が不当要求から逃れるノウハウを身につける為に、我々の法律相談をご利用下さい。

寄稿者

春日部市中央1-51-12 ハルキヤビル2F

春日部法律事務所 TEL048-739-4566

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員長 弁護士 大里 定 則

（注）本年4月から消費税が8%になりましたので、相談料は消費税込みで10,800円に変更になっています。

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.60」から編集したものです。